# 令和7年度壱岐地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

壱岐地域での耕地面積(令和6年)は3,370ha、うち田が2,140haで耕地面積に占める割合は63.5%となっている。水稲作付面積は726haで、田に占める割合は33.9%であり、米の作付農家の高齢化等により水稲作付面積が年々減少している一方、WCS用稲は年々増加し、特に飼料作物については、転作に占める割合が高い状況にある。

また、農家の高齢化や担い手の減少を主要因として、耕作放棄地の拡大が中山間地や狭隘な水田を中心に進んでおり、農地中間管理事業等の活用により耕作放棄地を少しでも減少させていく必要がある。

麦・大豆については、集落営農法人を中心に作付が行われているが、相次ぐ自然災害等により収量が安定しない状況が続いており、園芸作物についても高収益作物を中心に振興を図っているが、作付農家が少なく、面積が伸び悩んでいる状況である。

今後も経営所得安定対策制度を活用し、振興作物への産地交付金の交付、認定農業者や集落営農法人の育成、農地の集積等により、農家の経営基盤の強化を図っていく必要がある。

# 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力 強化に向けた産地としての取組方針・目標

#### ○適地適作の推進

水稲については、高温耐性品種の導入・推進を図る。その他の作物についても、気候や 圃場条件に応じた作物の導入・検討を行い、適地適作の推進を図る。

#### ○収益性・付加価値の向上

特別振興作物であるかぼちゃ・ブロッコリー・加工用契約野菜・ばれいしょを中心に、高収益作物への転換推進を図る。また、地場産業との連携として、加工用米については、酒造会社との連携強化を図り、収益性・付加価値の向上を目指す。

#### ○新たな市場・需要の開拓

需要に応じた農産物の作付の推進を図るとともに、関係機関と協議・検討を行い、新たな市場の開拓を目指す。

#### ○生産・流通コストの低減

各作物の低コスト生産技術の導入・普及や、集落営農・認定農業者への農地の集積を推進することにより、生産・流通コストの低減を図る。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○地域の実情に応じた農地の在り方

水田圃場整備地区については、集落営農法人や認定農業者への集積を図る。その他の地区については、状況に応じて畑地化や樹園地化の検討を行う。

○地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

輪作体系等への労働生産性が高い作物や省力的な管理が可能な作物の検討・導入を図る。

○地域におけるブロックローテーション体系の構築

圃場整備済みの農地を中心として、水稲や転作作物をどのような作付体系にするか地域 内での話し合いを促し、ブロックローテーション体系への移行・構築を図る。

○水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

水稲を数年以上作付しない水田が中山間地や狭隘な水田で見受けられており、数年間水稲作付のない水田については、営農計画書により確認を行い、今後も水稲作付予定のない水田については、畑地化支援を活用した畑地化や、地域の話し合いによるブロックローテーションの推進を図る。

### 4 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

米の需要に応じた生産を基本として、高温耐性品種への作付転換、特に「なつほのか」の作付推進により、収量増・高品質生産による「売れる米づくり」を徹底し、米の産地としての地位確立及び大規模化や低コスト技術による生産費の削減により、経営の安定を図る。

#### (2) 非主食用米

#### ア WCS用稲

WCS用稲については、主食用米からの転換により、年々増加傾向にある。耕畜連携の取組を推進するうえでも、WCS用稲の推進を図るとともに、耕種農家、畜産農家との適切な利用供給計画に基づき、高収量・高品質を目指した栽培管理を図る。

#### イ 加工用米

加工用米は、低コスト生産が図れることから、作付を推進し、酒造会社との連携強化を図る。また、担い手への作付拡大を支援しながら生産拡大を図り、契約数量の増加を目指す。

#### (3) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆・飼料作物については、主食用米の需要減が見込まれる中、自給率向上に つながる戦略作物として、作付の推進を図る。

特に、麦・大豆においては、21世紀型水田圃場整備地区中心に、額縁明渠や弾丸 暗渠等の排水対策による単収向上を目指すとともに、産地交付金の活用により集落営 農法人への集積を進め、団地化やブロックローテーションを推進し、作付拡大を図る ことにより、集落営農法人の所得向上と経営の安定を図る。

### (4) そば・なたね

そば・なたねについては、地域実需者との契約に基づき、作付面積拡大の推進を図る。

#### (5) 地力增進作物

農地の生産性向上と経営の安定を図るため、れんげ・ひまわり・菜の花・ヘアリーベッチ・クロタラリアの地力増進作物を作付し、土づくりの推進を図る。

#### (6) 高収益作物

高収益作物として、特別振興作物であるかぼちゃ・ブロッコリー・加工用契約野菜、ばれいしょ、地域振興作物のうち、露地栽培である花き・たばこ・にんにくの作付を推進し、水田のフル活用を図る。

# 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
1F1勿寺		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	727. 7		726. 7		720. 0	
備蓄米						
飼料用米						
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲	377. 4		378. 0		350. 0	
加工用米	5. 1		5. 1		12. 0	
麦	194. 6	185. 0	194. 6	185. 0	197. 0	190. 0
大豆	37. 2		37. 2		62. 0	
飼料作物	1, 581. 0	965. 5	1, 581. 0	965. 5	1, 620. 0	980. 0
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね					2. 0	
地力増進作物	13. 5		13. 5		2. 0	
高収益作物	56. 1	16. 9	56. 1		27. 6	
・野菜	51. 3	16. 9	51. 3		19. 0	
・花き・花木	3. 1		3. 1		4. 0	
・果樹						
・その他の高収益作物	1. 8		1.8		4. 6	
その他						
畑地化						

# 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理	対象作物	使途名	目標		
番号	\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\)	<b>次</b> 巡七	口1床	前年度(実績)	目標値
1	そば・なたね(播種前に契約等を締結したもの)	そば・なたね助成(基幹)	作付面積	(令和6年度)0ha	(令和8年度)2ha
2	レンゲ、ひまわり、菜の花,、ヘアリーベッチ、クロタラリ ア	地力増進作物助成(基幹)	作付面積	(令和6年度)12.5ha	(令和8年度)2ha
3	かぼちゃ・ブロッコリー・加工用契約野菜・ばれ いしょ	特別振興作物助成(基幹・二毛作)	作付面積	(令和6年度)32.6ha	(令和8年度) 36ha
4	加工用米	加工用米助成(担い手)(基幹・二毛作)	作付面積	(令和6年度)4. 5ha	(令和8年度)12ha
5	麦	麦生産性向上助成(担い手)(基幹・二毛作)	作付面積	(令和6年度)194. 6ha	(令和8年度)197ha
6	花き・たばこ・にんにく(露地栽培に限る)	地域振興作物助成(基幹)	作付面積	(令和6年度)3.8ha	(令和8年度)5ha
7	戦略作物、地力増進作物	二毛作助成(二毛作)	作付面積	(令和6年度)2, 158ha	(令和8年度)2, 350ha
		—七下切成(—七下)	水田利用率	(令和6年度) 63.4%	(令和8年度)69.1%
8	飼料作物等	資源循環への支援(耕畜連携、耗畜連携・二毛作)	飼料作付面積 (資源循環分)	(令和6年度)141.3ha	(令和8年度) 140ha
9	麦・大豆・加工用米・かぼちゃ・ブロッコリー・加工用契 約野菜・ばれいしょ	集落営農法人農地集積加算(基幹)	機構契約率50%以上の 集落営農法人数	(令和6年度)22法人	(令和8年度) 23法人

<sup>※</sup> 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

<sup>※</sup> 目標期間は3年以内としてください。

#### 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長崎県

協議会名: 壱岐地域農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作期	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000	そば・なたね	作付面積に応じて助成
2	地力增進作物助成	1	20,000	レンゲ等の地力増進作物	作付面積に応じて助成
3	特別振興作物助成(基幹)	1	30,000	かぼちゃ・ブロッコリー・加工用契約野菜・ばれいしょ	排水対策の実施、作付面積に応じて助成
3	特別振興作物助成(二毛作)	2	30,000	かぼちゃ・ブロッコリー・加工用契約野菜・ばれいしょ	排水対策の実施、作付面積に応じて助成
4	加工用米助成(担い手)(基幹)	1	23,000	加工用米	作付面積に応じて助成
4	加工用米助成(担い手)(基幹・二毛作)	2	23,000	加工用米	作付面積に応じて助成
5	麦生産性向上助成(担い手)(基幹)	1	15,000	麦	土壌改良材の投入、額縁明渠等
5	麦生産性向上助成(担い手)(二毛作)	2	15,000	麦	土壌改良材の投入、額縁明渠等
6	地域振興作物助成(基幹)	1	20,000	花き・たばこ・にんにく(露地栽培に限る)	作付面積に応じて助成
7	二毛作助成	2	10,000	戦略作物、地力増進作物	二毛作として作付する戦略作物又は地力増進作物の面積に応じて助成
8	資源循環への支援(耕畜連携、耗畜連携・二毛作)	3	10,000	飼料作物等	耕畜連携の取組面積に応じて助成(別表1のとおり)
8	資源循環への支援(耕畜連携、耗畜連携・二毛作)	4	10,000	飼料作物等	耕畜連携の取組面積に応じて助成(別表1のとおり)
9	集落営農法人農地集積加算(基幹)	1	8,000	麦・大豆・加工用米	経営面積の過半を農地中間管理機構による契約で集積を行っている集落営農法人に対し、作付面積に応じて助成
9	集落営農法人農地集積加算(基幹)	1	15,000	かぼちゃ・ブロッコリー・加工用契約野菜・ばれいしょ	経営面積の過半を農地中間管理機構による契約で集積を行っている集落営農法人に 対し、作付面積に応じて助成

<sup>※1</sup> 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。 なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

<sup>※2 「</sup>作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

<sup>※3</sup> 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

<sup>※4</sup> 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

#### 〇別表1 耕畜連携(整理番号8)

#### 1 利用供給協定に含まれる事項

各取組みにおける利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載すること。 整理番号9(資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組))

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

#### 2 飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば、飼料用かぼちゃ、青葉ミレット

#### 3 取組の要件

整理番号9(資源循環)(以下のすべてを満たすこと)

- ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。
- ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物 から生産されたものであること。
- ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く)であること。
- ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
- ・堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4㎡以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する 基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。
- ※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布して も、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。